

結の会・事業内容



代表理事 中下大樹

(1) 葬送支援に関する事業の全て

(看取りから葬儀・墓までのワンストップ事業)

～事前準備が大事です。まずご相談を！～

労働者協同組合「結の会」では、社会福祉士や看護師など、福祉や医療の国家資格を持つスタッフが揃っております。同時に僧侶や葬祭ディレクター、FP など葬送に関する専門スタッフも揃っております。スタッフは病院での豊富な看取り経験を活かし、葬儀・墓まで「死」の前後の対応を全てワンストップで対応します。看取りや葬儀の現場経験 20 年以上のスタッフに、安心して全てお任せください。

～葬儀について～

例えば、旅行をする際、国内旅行なのか、海外旅行なのかによって、費用は全く異なります。同じように、葬儀も、どこで葬儀を行うのか？そして会葬者の人数、料理や返礼品、火葬料金、宗教者へのお布施等によって、ひとりひとり全く異なります。

「結の会」では、葬儀の事前相談を重視しております。会ったこともない、話したこともない人に葬儀を任せるのは危険です。葬儀を任せられる私たち「結の会」も、覚悟を持って葬儀に臨みたいのです。「死」の周辺の問題は相談しにくいとは思いますが、ぜひ勇気を出して事前に何でもご相談ください。お金があろうとかならうと、家族がいようとまいと、真摯に誠実に対応させていただきます。



～葬儀費用について～

「葬儀っていくらかかるの？」と良く聞かれます。世間一般にある葬儀社のホームページには、総額〇〇万円と、一見分かりやすく明示されている場合があります。「安い！」と思って飛びついてみたところ、後々になって、ドライアイスの追加料金・・・などが加算され、結局、葬儀が終わってみると高額な葬儀費用になってしまったというケースが後を絶ちません。

葬儀費用は、自宅で葬儀を行うのか？式場を借りて行うのか？または寺院で行うのか？会葬者は何人くらいなのか？祭壇の規模、料理や返礼品の数などによってひとりひとり異なります。「結の会」では、オーダーメイドの

葬儀を実施しています。まず故人様の願いを軸に、葬儀費用を負担される方が、総額〇〇万円以内で葬儀費用を抑えたいと言っていただければ、その費用内で可能な限り対応させていただきます。分からないことがあれば、事前に何でもご相談下さい。

～葬儀の形式～

自宅で葬儀を行う自宅葬、家族中心で行う家族葬、火葬場で簡単なお別れのみを行う火葬式、一般式場で葬儀を行う一般葬、寺院で葬儀を行う寺院葬。数百名規模の大規模葬儀、ホテルでのお別れ会、キリスト教式の葬儀や神式の葬儀など、ありとあらゆる葬儀に対応可能です。

同時に、結の会の葬儀では、四季折々の季節の花を使用し、故人様が旅立った季節が巡る度に、参列者の方々が故人様を思い出して頂けるようなオーダーメイドの祭壇を作ります。



ホテルお別れ会 / 一般葬（仏式）
キリスト教式
寺院葬/家族葬

あらゆる葬儀に対応が可能です。

～葬儀で一番大切なこと～

結の会では葬儀とは、「故人様との出会い直しの場」と考えています。故人様の生前の人生を振り返り、残された方々が、故人様の「死」から学び、自分自身の「生」を振り返ることができるような場、それが葬儀の本来のあるべき姿であろうと考えます。「死」を考えることは「生」を考えることだからです。私たち生きている者が故人様の「死」から何も学べないならば、そんな葬儀に何の意味があるのでしょうか？形だけの弔いに、どんな価値があるのでしょうか？

葬儀にいくらかかるというお金の問題は、言うまでもなく重要なことです。「結の会」では、もちろん「見積もり」は無料です。しかし、お金があってもなくても、「結の会」では葬儀という一期一会の場に、全身全霊を掛けて臨みます。あなたは、どんな葬儀を行いたいですか？あなたはどんな葬儀で送られたいですか？あなたの思いをまず聞かせて下さい。あなたの話を十分に聞かせていただいた上で、「結の会」は最適な葬儀プランを提案させていただきます。

（２）単身者・おひとり様・身寄りのない方の包括的支援及び生前契約事業

少子高齢化に伴い、「単身世帯」「おひとりさま」「身寄りのない方」が増えています。また家族や子どもがいても様々な事情があり、家族や子どもに頼れないという方も増えています。

「結の会」では、社会福祉士や看護師などの国家資格を持つスタッフが揃っております。まずあなたが一番困っていることをお聞かせください。その話をお聞きした上で、現場経験豊富なスタッフが、あなたと共に、最適な方法を一緒に考えます。まずご相談ください。

（３）共同墓（みんなのお墓）の設立事業及び死後の埋葬・供養に関する事業

「結の会」では、お墓に関する相談も承っております。結の会の理事には百年以上続いている石材店の社長もいます。また、お墓に関することのみならず、供養・戒名等についても何でもご相談ください。同時に、単身者や身寄りのない方の埋葬・供養も承っております。「死後事務委任契約」という方法がありますので安心してお任せください。

※「結の会」では、生前から死後までお互いに助け合う会＝「互助会」を運営しております。その一環として、生前契約を行った組合員なら誰でも入れる「みんなのお墓」を建設中です。ご興味がある方はお問い合わせください。

（４）身元引受、身元保証、見守り支援に関する事業

病院に入院したり、介護施設等に入所する際、病院や施設側から「身元引受」「身元保証」を求められるケースがほとんどです。病院や施設側にすれば、費用の支払いや緊急時の対応の為です。しかし、「単身世帯」が約４割の日本では、すぐに「身元引受」「身元保証」になってくれる方は少ないのが実情ではないでしょうか？労働者協同組合「結の会」では、組合組織の利点を生かし、なら「助け合い」の観点からも、法人（労働者協同組合）として「身元引受」＝病院に入院や施設入所の際の手続き代行、「身元保証」＝病院入院や施設入所の際、手続き代行並びに費用の支払い等の金銭管理も、各種団体と連携しながら、あなたに代わって法人として行います。同時に、定期的な「見守り支援」も行います。詳しくはご相談ください。

（５）任意後見及び法定後見に関する事業（身上監護・財産管理も含む）

高齢化に伴い、「認知症」の方が急増しています。「結の会」では、元気なうちから、「もしもの時」に備えて任意後見契約を結んでおくことをおススメしております。法定後見に関しては、被後見人の意思に反する点等、様々な問題点が指摘されている点もあり、特別な事業がない限り、引き受けていません。

また、精神障がい者、並びにそのご家族、知的障がい者、並びにそのご家族も、遠慮なくご相談ください。精神保健福祉士という精神障害に特化した国家資格を持つスタッフが対応させていただきます。併せて未成年後見人になってほしいという相談も、承っております。

（６）家族信託に関する事業

家族信託に関する相談も承っております。弁護士や司法書士等の法律の専門家と連携した上で、あなたのお話をお聞きます。家族信託とは、簡単に言えば、財産や不動産の所有権を「財産から利益を受ける権利」と「財産を管理運用処分できる権利」とに分け、後者だけを自分の子どもに渡すことができる契約のことを言いま

す。所有者である親が認知症になった場合でも、子どもは財産の管理運用処分ができます。詳しくはお問い合わせください。

(7) 死後事務委任契約に関する事業（死後の埋葬・供養も含む）

人は、自分自身の死後、自ら歩いて火葬場に行き、自らを火葬する訳にはいきません。必ず、他者の力を借りなければなりません。他者の力が必要なのです。自分の死後、火葬を行い、死後の事務手続きを代行してくれる制度が「死後事務委任契約」です。結の会には、病院での看取り、葬儀の施行件数が 2000 件を超えるスタッフが揃っております。代表は僧侶でもあります。死後の埋葬から供養、相続対策から空き家問題等、全て安心してお任せください。

(8) 生前整理・遺品整理に関する事業

生前整理とは、元気なうちから自分の財産や持ち物等を整理し、残された家族が処分に困るものを予め整理しておくことです。自分自身の「人生の棚卸」とも言えるでしょう。「死」を考えることは、「生」を考えることです。残された人生をどうやって生きたいのか？あなたの思いを聞かせてください。あなたの話をお聞きした上で、場合によっては相続対策も兼ねた最適なプランを提案致します。また、死後の遺品整理も承っております。

(9) 児童福祉に関する事業及び障害福祉に関する相談支援並びに支援施設の開設・運営に関する事業

2022 年、世界では人口が 80 億を突破しました。一方で、日本国内では、少子高齢化が止まらず、人口は減り続けています。同時に、我が国の子どもの数は年々、減り続けているにもかかわらず、児童相談所に寄せられる児童虐待の件数は年々、増え続けています。「結の会」のスタッフには、都内の児童相談所で児童虐待防止の仕事に従事していた者もいます。次世代を生きる「子どもたち」の幸せなしに、日本の繁栄はありません。社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を持つスタッフが、児童福祉に関する相談をお受けけし、事業も展開していきます。詳細はお問い合わせください。

(10) 伴走型支援事業

我が国の 10 代～30 代までの死因の一位は「自死」です。この数字は、この社会で生きることには希望を見いだせない方が多数いることを示しています。同時に、自死に至るには「健康問題」「経済的問題」「家庭の問題」「離婚や死別、人間関係」など、複数の要因を抱えた結果、死に至ることが分かっています。心も痛みを抱え、病院に行けば「お薬」は出してくれるかもしれませんが。しかし、借金の相談は病院では出来ません。弁護士等の法律家の助けが必要です。伴走型支援では、当事者の願いを軸に、その当事者にとって今一番必要な支援を見出し、共に伴走しながら医師や弁護士等の専門家に相談するお手伝いを致します。詳しくはお問い合わせください。

(11) 障害者の雇用促進及び障害者施設との連携に関する事業

葬儀の際の返礼品を、障がい者施設に発注する事業を行う一方、障がい者の雇用促進にも努めています。

同時に、障がい者の「親亡き後問題」「兄弟亡き後問題」にも取り組んでいます。「結の会」のスタッフは、社会福祉士の国家資格を持つ者が多く所属し、障がい福祉に関して積極的に取り組んでいます。障がい者やそのご家族はもちろん、首都圏にあるあらゆる障がい者施設と連携していきたいと考えております。些細なことでも結構です。遠慮なくご相談ください。

(12) コンサルテーションに関する事業

「自社の人材育成がうまくいかない」「葬儀や墓の仕事でアドバイスが欲しい」「新規事業立ち上げのアドバイスが欲しい」「政策提言を行いたいが、どうしたらよいか」「介護の施設を運営しているが人が定着しない。どうしたらよいか」等の相談が多数寄せられています。お話を詳しく聞かせていただいた上で、最適な提案をさせていただくコンサル事業も行っております。料金等は、その事業によって全く異なります。詳しくはお問い合わせください。

(13) 健康及び福祉の互助的サポートシステムの構築並びに生前から死後までの助け合い組織「互助会」に関する事業

戦後の日本社会が築き上げてきた「家族・地域・会社」という縁が希薄化してきています。老若男女含め「単身世帯」の割合は、いまや日本社会の全体の約4割にも達しようとしています。2025年問題を持ち出すまでもなく、今後、死ぬ場所がない「看取り難民」の数は増え続け、孤独死も減ることはないでしょう。そこで労働者協同組合「結の会」では、「単身世帯」及び単身予備軍、家族や子供はいるが、迷惑をかけたくない等の理由を持つ方を対象として、医療・福祉の専門家、法律家等のサポートも得つつ、本当の家族にはなれないけれど、生前から死後までをお互いに包括的にサポートしあうネットワーク、ゆるやかな「疑似家族的な」繋がりを目指す組織＝互助会（5～10名のグループ組織）を地域ごとに運営していきます。互助会は、入退会自由で、どなたでも入れますが、以下の条件があります。

- ①労働者協同組合「結の会」の定款及び活動趣旨に賛同される方
 - ②自分自身の幸福だけでなく、互助会内メンバーの幸福を願い、共に限りある人生を楽しもうと努める方
 - ③生前から互助会内のメンバーと、できる範囲で助け合い、メンバーが亡くなった後も、可能な限り、墓参り等を通じてサポートしようとする方
 - ④年間1万円の互助会費並びに、それぞれ出来る範囲内で、互助会の維持・運営費をご負担していただける方（労働者協同組合員への入会は別途、1万円の出資が必要）
 - ⑤適度な繋がりの中で、ご自分の人生を全うしたい方
- 入会希望の方は、書面をダウンロードしていただき、結の会事務局までメールかFAXにてお送りください。

(14) 国や行政への政策提言並びに業務提携

2000件以上の看取りや葬儀を通じて培った経験をもとに、国や行政へ政策提言を行っております。既に、厚労省への政策提言、国会議員への早朝勉強会での講演をはじめ、行政官庁への講演実績も豊富にあります。現在も、〇〇市地域福祉課の民生児童委員の研修を担当するなど、行政と業務提携も積極的に行っ

ております。詳しくはお問い合わせください。

(15) 事業に関する研究並びに講演やセミナーの実施

「結の会」代表の中下は大学で「生と死」の研究を行っております。それらに関する研究・講演・セミナーを積極的に全国各地で行っております。代表は、メディア出演も多く、著書もたくさんあります。毎月、どなたでも参加できる勉強会を池袋のワークス会議室にて行っています。まずは気楽に勉強会にご参加頂ければ幸いです。ホームページの申し込み欄からお申し込みください。